

はじめに

障害者自立支援法違憲訴訟は、広島県の当事者による不服申立をスタートとして、2008年10月31日に全国8地裁に一斉に提起された。

障害当事者ないし障害者団体からは、障害者自立支援法の施行後、訴訟の提起によって障害者自立支援法を廃止に追い込みたいという強い願いが弁護士にぶつけられ続けた。「応益負担」という利用者負担を廃止させることが最大の願いであった。

障害者自立支援法において、応益負担（利用者負担）は、その根幹をなす部分であり、同法が「悪法」たるもっとも顕著な要素である。障害者団体は、利用者負担が障害者福祉の本質に反するものであり、憲法違反であると主張した。また、利用者負担が違憲であることが判決において明確になれば、同法を廃止に追い込むことができると言う。弁護士はそうした障害者団体の声を受けて学習を開始したが、たやすくは提訴を決意することができなかった。弁護士の意見は当初悲観的ないし否定的であった。しかし、最後は障害当事者の怒りと障害者団体の熱意が弁護士を動かし、提訴に向けて準備が進められることとなった。

訴訟は当初から困難を極めた。訴訟提起の前提となる不服申立（異議申立）の形式や自治体への対応に苦慮したし、全国で当事者からの聴き取りが開始されても直ちには不服申立には結びつかなかった。しかし、広島県での不服申立が全国の当事者に勇気を与え、2008年10月には全国8地裁に同時に提訴するところまで運動の輪が広がったのである。最終的に全国14地裁に提訴され、世論を大きく動かすことになったとき、この訴訟の先駆性を確信するに至った。

提訴から約1年の戦いを経て、国（厚生労働省）から裁判の終結に向けた協議の申し入れがあった。訴訟団は大きく動揺したが、全国で徹底した議論を重ね、最後は全員一致で基本合意の締結と訴訟の終結を決意した。しかし、

そのことは新たな戦いのスタートでもあった。私たちは、訴訟提起と基本合意の締結による訴訟の終結が正しかったことを実証するためにも、障害者総合福祉法が私たちの願いに沿って実現するまで戦いの旗を降ろすことはできないのである。

本書はそうした願いを実現するための過程での出版であり、弁護団の決意の表れでもあることを最初に明らかにしておきたい。

障害者自立支援法違憲訴訟弁護団長 竹下義樹

おわりに

「障害者は決して障害のない人々と違った存在ではなく、社会の中に障害者が存在し、社会経済活動を行なっていくことが正常な社会の姿であり、障害者が各種の社会経済活動へ参加することを拒んでいる現在の社会の姿こそがむしろ問題である」

これは1993年1月、中央心身障害者対策協議会（総理府附属機関）による公文書で障害者福祉の基本理念を確認したものである。障害の社会モデルが理解されていると言ってもよい。

それに対して、社会参加から排除されている障害者が、「経済的自立に向けて作業をすること」「機能的ハンディをカバーするために居宅介護を受けること」「移動機能の障害を埋めるため社会参加の際にガイドヘルパーに同行してもらうこと」「車いすを使うこと」これらを利用者の享受する『利益・儲け』とみなして金銭負担を課するという応益負担制度はどうか。障害施策における応益負担制度は、2004年10月12日厚生労働省第18回社保審障害者部会で障害者自立支援法の原案である「改革のグランドデザイン案」によりその導入が宣言された。

1993年当時政府に確認されていたはずの障害者福祉の基本が理解されていれば、「障害に起因する社会的なハンディの責任を障害者本人に負わせること」が致命的なあやまちであることは容易に理解できるはずである。

しかし、国はその過ちを確信的に推し進め、障害者自立支援法という悪法を2005年成立させ、2006年4月施行させた。

他方で、まさにその2006年の12月には国連総会で、わが国も含め全会一致で、「障害のある人の権利に関する条約」が採択された。

この条約の目的（第2条）は、

「全ての障害者のあらゆる基本的人権が完全かつ平等に保障されること」

「障害者一人ひとりの人間としての尊厳が尊重される社会になること」である。

——障害福祉の根本を破壊し、世界の障害者の人権発展の流れに逆行する障害者自立支援法という悪法を何としても止めなければならない——

この本は、その決意のもと、困難な訴訟に挑んだ全国の勇気ある障害当事者、支援者、その代弁者として闘った弁護士たちの記録である。

国（厚生労働省）は基本合意文書において障害者自立支援法の導入について「障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、原告らをはじめとする障害者及びその家族に心から反省の意を表明するとともに、この反省を踏まえ、今後の施策の立案・実施に当たる」「新法は障害者の基本的人権の行使を支援するものである」と確約し、この訴訟運動はこの国の社会保障の歴史において輝かしい成果を刻んだ。

他方、この流れを堰き止め、障害者を「恩恵を受ける地位」にとどめ、その人権を蔑ろにしようとする動きも依然として根強い。

しかし、私たちはこの訴訟で勝ち得たものの真の価値が何十年も後にも、この社会のあり方を導いた羅針盤として評価されることを確信している。

憲法第97条は「基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託された」と強調している。

折しも2011年3月11日発生した東日本大震災は、子どもたち、障害者、社会全体に甚大な被害を与えている。明るい未来の実現のため、私たちは手をつなぎ合い、これからも不断の努力を続け、前に進んでいきたい。

藤岡毅

第1部 原告ドキュメント

- 1 旭川原告物語 仕事をするのに利用料?? 12
- 2 岩手原告物語 施設に通って生活をしたい! 15
- 3 さいたま原告物語 それぞれの「宝物」のために 19
- 4 東京原告物語 障害を家族の責任にする不条理と闘うために 27
- 5 愛知原告物語 お仕事に行くだけでお金を払わないといけない応益負担は
おかしいです 35
- 6 滋賀原告物語 原告の思い——滋賀編 39
- 7 京都原告物語 9人の原告、息をあわせて 47
- 8 奈良原告物語 ここから、新しい制度づくりを 57
- 9 大阪原告物語 おうえきふたんはいけんです 62
- 10 和歌山原告物語 和歌山からのチャレンジ 73
- 11 兵庫原告物語 兵庫原告の闘いとその思い 77
- 12 岡山原告物語 岡山原告の人生をかけた、たたかい 83
- 13 広島原告物語 前向きな思いを持ち続けるということ 86
- 14 福岡原告物語 福岡原告3人のたたかいについて 92

第2部 違憲訴訟の記録

- 第1章 序 102
- 1 障害者団体による問題提起の経緯と背景 102
- 2 全体会議での議論 108
- 3 障害者自立支援法110番と現地調査、学習会 123
- 4 違憲訴訟を提起するという事 132
- 5 勝利をめざす会と資金活動 141
- 6 訴訟団のマスコミ対応 148

- 7 情報はここをつないだ——情報発信活動について 159

- 第2章 請求の趣旨 165
- 1 行政不服申立——免除申請と不服申立 165
- 2 請求の趣旨について 169

- 第3章 理論編 176
- 1 訴状基本モデルの解説 176
- 2 被告主張の概要 204
- 3 先駆的理論構成 208
- 4 学者意見書——いわゆる障害者自立支援法応益負担違憲訴訟に関する
意見書 245
- 5 訴訟能力論について 265
- 6 手話通訳をめぐる裁判所との協議および対応 270
- 7 全国訴訟の期日、各論点について 275

- 第4章 基本合意 278
- 1 基本合意文書締結までの過程 278
- 2 基本合意文書の解説 294
- 3 障害者自立支援法違憲訴訟の終結と基本合意の意義 304
- 4 基本合意それぞれの思い 311

- 第5章 展望 327
- 1 和解による訴訟終結の評価 327
- 2 基本合意の履行検証のための定期協議の持ち方とその役割 332
- 3 障がい者制度改革推進会議および総合福祉部会の動きと訴訟団の役割 335
- 4 終わりのない終結 358

おわりに 376

執筆者一覧 (50音順)

青木佳史 (あおき・よしふみ) : 大阪弁護士団、弁護士
秋保喜美子 (あきやす・きみこ) : 広島元原告
池田直樹 (いけだ・なおき) : 大阪弁護士団、弁護士
石口俊一 (いしぐち・しゅんいち) : 広島弁護士団 弁護士
井上吉郎 (いのうえ・きちろう) : 京都元原告
太田修平 (おおた・しゅうへい) : めざす会事務局長
小笠原基也 (おがさわら・もとや) : 岩手弁護士団、弁護士
尾形健 (おがた・けん) : 同志社大学教授
尾上浩二 (おのうえ・こうじ) : めざす会世話人
勝又和夫 (かつまた・かずお) : めざす会共同代表
神原多恵 (かんばんら・たえ) : 広島弁護士団、弁護士
久保井摂 (くばい・せつ) : 福岡弁護士団、弁護士
斎藤なを子 (さいとう・なおこ) : めざす会さいたま世話人
佐々木育子 (ささき・いくこ) : 奈良弁護士団、弁護士
柴野和善 (しばの・かずよし) : さいたま弁護士団、弁護士
藪部英夫 (そのべ・ひでお) : めざす会情報担当

高江俊名 (たかえ・としあき) : 大阪弁護士団、弁護士
高木成和 (たかぎ・のりかず) : 岡山弁護士団、弁護士
竹下育男 (たけした・いくお) : 滋賀弁護士団、弁護士
竹下義樹 (たけした・よしき) : 全国弁護士団長、弁護士
多田薫 (ただ・かおる) : めざす会事務局
田邊一隆 (たなべ・かずたか) : 広島弁護士団、弁護士
谷口太規 (たにぐち・もとき) : さいたま弁護士団、弁護士
民谷渉 (たみや・わたる) : 京都弁護士団、弁護士
辻川圭乃 (つじかわ・たまの) : 大阪弁護士団、弁護士
東京弁護士団
長岡健太郎 (ながおか・けんたろう) : 和歌山弁護士団、弁護士
中村博則 (なかむら・ひろのり) : 福岡弁護士団、弁護士
西村武彦 (にしむら・たけひこ) : 北海道弁護士団、弁護士
西村直 (にしむら・ただし) : めざす会京都世話人
福島健太 (ふくしま・けんた) : 兵庫弁護士団、弁護士
藤井克徳 (ふじい・かつのり) : めざす会世話人

藤井豊 (ふじい・ゆたか) : 京都弁護士団、弁護士
藤岡毅 (ふじおか・つよし) : 全国弁護士団事務局長、弁護士
紅山綾香 (べにやま・あやか) : 広島弁護士団、弁護士
松尾洋輔 (まつお・ようすけ) : 大阪弁護士団、弁護士
松本多仁子 (まつもと・たにこ) : めざす会兵庫事務局長

万字達 (まんじ・とおる) : 北海道弁護士団、弁護士
三澤了 (みさわ・さとる) : めざす会共同代表
元永佐緒里 (もとなが・さおり) : 滋賀弁護士団、弁護士
吉江仁子 (よしえ・きみこ) : 愛知弁護士団、弁護士
吉本裕子 (よしもと・ひろこ) : 兵庫元原告家族

注記:全国弁護士団の正式名称は「障害者自立支援法違憲訴訟全国弁護士団」、めざす会の正式名称は「障害者自立支援訴訟の基本合意の完全実現をめざす会」です。